佐賀県 第178号 R7/11/1 発行 **建士会 送**

佐賀県警及び佐賀県公安委員会に対し、佐賀県議会の決議を真摯に受け止め、

改めて第三者機関による調査を行うことを求める会長談話

本日、佐賀県議会は佐賀県警察(佐賀県警)及び佐賀県公安委員会(公安委員会)に対し、佐賀県警の科学捜査研究所(科捜研)の元技術職員による DNA 型鑑定の不正行為(以下「本件不正行為」という。)について、以下のことを強く求める決議案を全会一致で可決した。

- 1 科学鑑定の信頼を揺るがし、佐賀県警に対する県民の信頼を大きく失墜させたことを、重く受け止め、真摯に反省すること。
- 2 説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと。
- 3 警察庁など外部への指導・助言を求め、組織改革と再発防止策の具体化、組織風土の改善、職員教育の徹底等を図り県民への 信頼回復を果たすこと。

佐賀県議会による本決議は本件不正行為によって佐賀県警に対する県民の信頼を大きく失墜させたと厳しく指弾し、真摯な反省を求めるものである。当会は、このような重大な本決議案を全会一致で可決した佐賀県議会に対し、最大級の賛辞を表する。

特に科学鑑定の信頼を揺るがした本件不正行為に対する県民の厳しい非難が日に日に高まる中、第三者機関の設置を佐賀県警及び公安委員会が頑なに拒むという状況下において、佐賀県議会が県民の声を真摯に汲み取り、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うことを強く求める内容を明確に決議した意義は極めて大きい。本決議の内容は再発防止策を形だけで終わらせてはならないという佐賀県議会の強い意思の表れであり、県民の代表として看過できない重大な不祥事と正面から向き合った佐賀県議会議員一人一人の真摯な姿勢に心から敬意を表したい。

他方、佐賀県警の福田英之本部長は、本日、本決議の採択後極めて短時間のうちに第三者調査を求める佐賀県議会の本決議に対し「新たな調査機関を設けることは考えていない」と述べるとともに、警察庁の特別監察については「適切に対応する」と述べている。かかる認識からは佐賀県警が本決議において第三者による調査を求めた意義を十分に検討したとは到底考え難い。後述するとおり警察庁の特別監察も警察組織内の手続であることに変わりはなく、佐賀県警の態度は本決議を踏まえても何ら改められていない。このような佐賀県議会の本決議に表れている民意を無視して相も変わらず内部調査のみで済ませようとする佐賀県警の不誠実な態度に対し、当会は、最大限の非難をするとともに、改めて強く第三者機関の設置を求めるものである。

特に、佐賀県警や公安委員会はこれまで第三者機関による調査は罰則を伴う法令上の守秘義務を委員に課せないことや、公安委員会による調査がなされていることを理由に、必要性はないと強弁していたが、佐賀県議会の本決議はこのような佐賀県警の態度では説明責任を果たしたことにはならず、県民の信頼を回復することにはならないと指摘したものであり、佐賀県警及び公安委員会はこの指摘を真摯に受け止めるべきである。

これまでの例では児童虐待やいじめ問題など犯罪捜査と同様の機微に及ぶ情報を扱う第三者委員会であっても設置要綱で守秘義務を課すこと以上は求めておらず、日弁連の指針でも設置要綱等の規程による民事上の守秘義務で十分であるとの考えを示しており、犯罪捜査に関連する事項であることは構成員に法令上の守秘義務を要求する理由とはならない。仮に法令上の守秘義務が必要であるとしても、国家公務員や裁判官、検察官、弁護士、国立大学教授などその地位に基づき法令上の守秘義務を負う第三者による調査を行うことは可能であり、第三者による調査を否定する理由にはならない。佐賀県警が頑なに第三者による調査を拒否することは事態を隠ぺいする姿勢の表れであるとの強い非難を免れ得ない。これに同調する公安委員会に対しても同様の非難が妥当する。佐賀県警・公安委員会が説明責任を果たしていないとの佐賀県議会の指摘は当然のものといえる。

また、警察庁の特別監察については、警察庁の行う監察に関する訓令(昭33.7.14警察庁訓令第14号)は、第2条2項で、「監察責任者は、その指名する職員(以下「指名職員」という。)に監察を行わせることができる。」と規定していて、特別監察は、警察の職員による監察にすぎないことは訓令上も明らかである。これには第三者の関与は想定されず、公安委員会の調査と同様に、第三者性、公平性、中立性は期待できない。しかも、先の大川原化工機事件における警察内部調査の結果である検証報告書の内容も不十分であったことなど、警察組織による内部調査の限界は既に露呈している。警察庁の特別監察がなされることは、何ら第三者機関による調査の必要性を否定する理由とはならない。

以上から、当会は、佐賀県警に対し、本決議によって示された佐賀県民の民意に応え、求められる説明責任を果たし、失われた信頼を回復するために、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者機関による調査を行うことを重ねて強く求める。

令和7年10月2日 佐賀県弁護士会 会長 出口聡一郎

法律相談のご案内

交通事故専門無料相談

日時 毎週火曜日(祝日は除く) 13:30~16:00

場所 佐賀県弁護士会館 主催 公益財団法人日弁連交通事故相談センター佐賀県支部

相談申込は弁護士会までお電話を(要予約) TEL 0952 - 24 - 3411